

<ご参考> 現行「(指定)代理請求制度」との違いについて

現行の「(指定)代理請求制度」と新たにお取扱いする「指定代理請求特約」との主な違いは次のとおりです。

	「指定代理請求特約」	現行の 「(指定)代理請求制度」
代理請求が可能となる被保険者の状態	<p>傷害または疾病により、保険金や給付金等を請求する意思表示ができないこと</p> <p>治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと</p> <p>その他 または に準じた状態であること</p>	同左
指定代理請求人の範囲	<p>被保険者の戸籍上の配偶者</p> <p>被保険者の戸籍上の直系血族(親・子など)</p> <p>被保険者の兄弟姉妹(いないときは甥・姪)</p> <p><u>上記 ~ については、</u></p> <p><u>同居または同一生計の要件を問いません。</u></p> <p>被保険者と同居または同一生計の3親等内の親族(配偶者の親など)</p>	<p>被保険者と同居または同一生計の戸籍上の配偶者</p> <p>被保険者と同居または同一生計の3親等内の親族</p>
対象となる「保険金等」	<p>右記 ~ に加え、被保険者が受け取る給付全般となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が受取人となる各種生存給付・医療給付 入院給付金・手術給付金等 ●ご契約者への給付等(被保険者=契約者の場合) 生存給付金・配当金等・保険料払込免除 ●指定された受取人への給付(被保険者=受取人の場合) 満期保険金・年金等 	<p>高度障害保険金、介護保険金 特定疾病保険金 リビング・ニーズ特約保険金 がん診断給付金、がん入院給付金 生活習慣病入院給付金、7大疾病給付金 等</p> <p>は、「指定代理請求人」が指定されていない場合、同居または同一生計の死亡保険金受取人による代理請求が可能。</p>

以 上